税金から差し引かれる金額

配当控除　配当所得に対して市民税 1.6%、県民税 1.2%控除されます。（課税所得金額が 1,000 万円を超える場合、私募証券投資信託等については別計算になります。）

寄附金税額控除　前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が 2 千円を超える場合には、その超える金額の市民税は 6%、県民税は 4%に相当する金額（総所得金額等の合計額の 30%を上限）

1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1 のうち、特例控除の対象となる寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は 5 分の 3、県民税は 5 分の 2 に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の 20%に相当する金額を超えるときは、その 20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
195 万円以下	84.895%
195 万円超　330 万円以下	79.790%
330 万円超　695 万円以下	69.580%
695 万円超　900 万円以下	66.517%
900 万円超　1,800 万円以下	56.307%
1,800 万円超　4,000 万円以下	49.160%
4,000 万円超	44.055%

上場株式等の配当等に関する課税関係一覧

	確定申告をする		確定申告をしない（確定申告不要制度適用）
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
借入金利子の控除	あり	あり	なし
税率	所得税　累進税率 地方税　比例税率	所得税　15.315% 地方税　5.000%	所得税　15.315% 地方税　5.000%
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり	なし
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれない

※　上場株式等に係る所得について、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択することができます。この場合、原則として申告期限までに申出をする必要があります。詳しくは税務課個人市民税担当までお問い合わせください。

納める税金の計算

市民税・県民税の所得割額は次の図式によって計算されます。それに市民税 3,500 円、県民税 2,000 円の均等割額を加えた金額が令和 5 年度に納付していただく税額です。

◎あいち森と緑づくり税（県民税均等割）

県民税均等割のうち、500 円はあいち森と緑づくり税です。

※　平成 26 年度から、東日本大震災を教訓にした防災・減災事業推進のため、市民税、県民税均等割がそれぞれ 500 円づつ引き上げられています。

所得金額 － 所得控除額 ＝ 課税総所得金額 ×
- 市税率 － 市税額控除額等 ＝ 市民税所得割 ＋ 市民税均等割 → 市民税
- 県税率 － 県税額控除額等 ＝ 県民税所得割 ＋ 県民税均等割 → 県民税

市民税・県民税所得割の税率（速算表）

市民税		県民税		分離譲渡所得		
				区分	市民税	県民税
課税総所得金額	税率	課税総所得金額	税率	譲渡所得金額 一般課税短期	課税短期譲渡所得金額 ×5.4%	課税短期譲渡所得金額 ×3.6%
一律	6 %	一律	4 %			
課税所得金額に 1,000 円未満の端数があるとき、税額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額によります。				譲渡所得金額 一般課税長期	課税長期譲渡所得金額 ×3%	課税長期譲渡所得金額 ×2%
				譲渡所得 有価証券	譲渡益 ×3%	譲渡益 ×2%

令和 5 年度市民税・県民税申告の手引き

北名古屋市役所 財務部 税務課

日頃は北名古屋市の税務行政につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

個人市民税・県民税は、様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆さまにご負担いただく大切な税金です。この手引きをご覧いただき、市民税・県民税申告書に必要事項をご記入のうえ、申告期限までにご提出ください。

この手引きは、市民税・県民税に関する概略を載せています。ご不明な点は税務課個人市民税担当までお問い合わせください。

1 申告をしなければならない方

令和 5 年 1 月 1 日現在、北名古屋市内にお住まいの方で、令和 4 年中に所得があった方は、市民税・県民税申告書を提出してください。

ただし、次に該当する方は申告書を提出する必要はありません。

（1）所得税の確定申告をした方

（2）給与所得のみの方で、勤務先から北名古屋市へ給与支払報告書が提出されている方

（3）公的年金収入のみの方で、公的年金等の支払者から北名古屋市へ公的年金等支払報告書が提出されている方

※　令和 4 年中の所得が給与又は公的年金等のみの方で、新たに生命保険料控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除を受けようとする方は申告してください。

※　令和 4 年中に所得がなかった方や、非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった方は、申告の義務はありません。しかし、所得証明書等の交付や国民健康保険等の算定など各種制度において申告が必要な場合がありますので、必要に応じて申告してください。申告書をご提出いただく際には、申告書下「◎所得がなかった方の記載事項」欄に、令和 4 年中の生活状況などを具体的に記入してください。

2 申告期限

令和 5 年 3 月 15 日（水）

※　市の確定申告受付期間中（令和 5 年 2 月 16 日から令和 5 年 3 月 15 日まで）は市民税・県民税の申告会場を健康ドーム内に設けております。市役所では申告の受付・相談はできませんのでよろしくお願いいたします。

3 申告に必要なもの

（1）市民税・県民税申告書

市のホームページからもダウンロードや作成ができます。

（2）令和 4 年中の収入や必要経費などが分かるもの

- 給与所得、公的年金等の源泉徴収票
- 収支計算書や帳簿類等

（3）各種控除に必要な領収書、証明書など

- 社会保険料控除……領収書、控除証明書
- 医療費控除……医療費控除の明細書
- 生命保険料、地震保険料控除……保険会社等の控除証明書
- 障害者控除……障害の種類及び等級の分かる各種手帳や障害者控除対象者認定証など

（4）本人確認書類（マイナンバーカード、もしくはマイナンバーを確認できる書類及び身元確認ができる書類）

「市民税・県民税申告書作成コーナー」のご案内

市のホームページ内にて、「個人市民税・県民税申告書作成コーナー」をご利用いただけます。

給与や公的年金等の源泉徴収票や各種控除に関する証明書などを基に、収入・所得情報、控除情報を入力していただくことにより、市民税・県民税申告書が作成できます。

ぜひご利用ください。

4 お問い合わせ先

〒 481－8531　愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地

北名古屋市役所（西庁舎）　税務課　個人市民税担当　　TEL 0568－22－1111

3 所得から差し引かれる金額に関する事項
4 所得から差し引かれる金額

※ 網掛けされている項目は個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります。

控除項目	内　容	計　算　方　法
⑬社会保険料	社会保険料（後期高齢者医療制度の保険料、国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料など）	支払った金額（支払い金額がわかるものを持参ください。国民年金の場合は、日本年金機構からの証明を持参ください。）
⑭小規模企業共済等	第一種小規模企業共済掛金 心身障害者扶養共済掛金など	支払った金額
⑮生命保険料	対象：一般の生命保険料、介護医療保険料及び一定の要件にあてはまる個人年金保険料	

旧制度適用契約
（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料）

年間の支払い保険料	控除金額
15,000 円以下	支払保険料の金額
15,001 円～40,000 円	支払保険料 ×1/2+7,500 円
40,001 円～70,000 円	支払保険料 ×1/4+17,500 円
70,001 円以上	35,000 円
一般の生命保険料控除額＋個人年金保険料控除額の上限 70,000 円	

新制度適用契約
（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料）

年間の支払い保険料	控除金額
12,000 円以下	支払保険料の金額
12,001 円～32,000 円	支払保険料 ×1/2+6,000 円
32,001 円～56,000 円	支払保険料 ×1/4+14,000 円
56,001 円以上	28,000 円
一般の生命保険料控除額＋介護医療保険料控除額＋個人年金保険料控除額の上限 70,000 円	

～ 生命保険料控除額の計算方法 ～

一般の生命保険料控除額及び個人年金保険料控除額
① 新制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額（最高 28,000 円）上記右表により算出してください。
② 旧制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額（最高 35,000 円）上記左表により算出してください。
③ ①＋②の合計額（最高 28,000 円）
②と③のいずれか大きい金額が控除額となります。
※ 市県民税の場合、旧制度適用契約の年間支払保険料の合計が 42,000 円を超える場合は③より②が大きくなります。

介護医療保険料控除額
新制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額（最高 28,000 円）上記右表により算出してください。

一般の生命保険料控除額・介護医療保険料控除額・個人年金保険料控除額を合計し、全体の控除額とします。ただし、限度額は 70,000 円

⑯地震保険料　対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控　除　内　容			控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の 1/2			25,000 円
旧長期損害保険（平成18年12月31日までの契約締結分）	支払い保険料	保険料控除額	10,000 円
	5,000 円以下	支払保険料の金額	
	5,001 円～15,000 円	支払保険料 ×1/2+2,500 円	
	15,001 円以上	10,000 円	
地震保険料契約と旧長期損害保険契約がある場合　地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額の合計			25,000 円

※一つの契約の中に地震保険部分と旧長期損害保険部分がある場合は、選択によりいずれか一方の契約区分に該当するものとして地震保険料控除の控除額を計算します。

該当する項目を記入してください。

控除項目	内　容	控除金額
⑰寡　婦 ※	合計所得金額が 500 万円以下で、夫と死別（離婚）した後再婚しておらず、所得金額が 48 万円以下の扶養親族のある人。ただし、死別の場合は扶養親族がいなくても該当します。	26 万円
⑱ひとり親 ※	合計所得金額が 500 万円以下で、婚姻歴や性別に関わらず、同一生計で所得金額が 48 万円以下の子を有する単身者	30 万円
⑲勤労学生	学生で、合計所得金額が 75 万円以下であり、そのうち給与所得以外の所得が 10 万円以下の人	26 万円
⑳障害者	障害者手帳などに記載されている「種類」と「級」を記入	普通障害　26 万円 特別障害　30 万円 同居特別障害　53 万円

※寡婦・ひとり親は、事実上婚姻関係にある人がいない場合に限ります。
氏名、生年月日、同居（別居）、続柄、個人番号を記入してください。

控除項目	内　容	控　除　金　額	
㉑配偶者 ㉒	生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が48万円以下で、前年の合計所得金額が 1,000万円以下である納税義務者の配偶者である場合(内縁、専従者は除く。)	3 ページに記載しています。	
㉓扶　養	配偶者を除いた生計を一にする親族で前年の合計所得金額が 48 万円以下である場合（専従者は除く。）	年少扶養　※0 円	老人扶養　38 万円
		一般扶養　33 万円	同居老親　45 万円
		特定扶養　45 万円	
		＊特定（平成 12 年 1 月 2 日～平成 16 年 1 月 1 日生） ＊老人（昭和 28 年 1 月 1 日以前に生まれた人） ＊年少（平成 19 年 1 月 2 日以降に生まれた人）	

※年少扶養親族の扶養控除はありませんが、必ず氏名・生年月日・個人番号等を記入してください。

控除項目	合　計　所　得　金　額	控　除　金　額
㉔基　礎	2,400 万円以下	43 万円
	2,400 万円超　2,450 万円以下	29 万円
	2,450 万円超　2,500 万円以下	15 万円
	2,500 万円超	適用なし

控除項目	内　容	計　算　方　法
㉖雑　損	災害、盗難、横領等により住宅や家財などに損害を受けた場合	（損失額－保険金等で補てんされた金額）－総所得金額等の合計額の 10％と（災害関連支出－5 万円）のいずれか多い方の金額
㉗医療費	あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合（医療費控除の明細書添付）	（支払った医療費の合計額－保険金等の補てん額）－(所得の合計の 5％か 10 万円のいずれか少ない方の金額）最高 200 万円
	医療費控除の特例（ｾﾙﾌﾒﾃﾞｨｹｰｼｮﾝ税制）健康保持増進及び疾病予防への「一定の取り組み」を行っている方が対象（医療費控除との選択適用）	（支払った特定一般用医薬品購入費の合計額－保険金等の補てん額）－１万２千円千を差し引いた金額（最高８万８千円）

令和５年度分 市民税・県民税 申告書

宛名番号			
指定番号			
電話番号			
現住所			
1月1日現在の住所			
フリガナ		個人番号	
氏名			
生年月日	明・大・昭・平・令　・　・	世帯主の氏名	続柄
業種又は職種			

北名古屋市長　宛

提出年月日		
年	月	日

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
		円
		円
		円
	合計	円
⑮生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	円	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	円	円
	介護医療保険料の計	
	円	
⑯地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	円	円

⑰～⑲寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
⑰ □ 寡婦控除　□ 死別　□ 生死不明　□ 離婚　□ 未帰還
⑱ □ ひとり親控除
⑲ □ 勤労学生控除（学校名）

⑳障害者控除

1	フリガナ / 氏名	障害の程度	級
	個人番号		級
2	フリガナ / 氏名	障害の程度	級
	個人番号		級

㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者	フリガナ / 氏名	生年月日	明・大・昭・平・令　・　・
	配偶者の合計所得金額	円	
個人番号		□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）	

㉓扶養控除

1	フリガナ / 氏名	生年月日	明・大 昭・平 令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居 / 続柄
	個人番号			控除額	万円
2	フリガナ / 氏名	生年月日	明・大 昭・平 令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居 / 続柄
	個人番号			控除額	万円
3	フリガナ / 氏名	生年月日	明・大 昭・平 令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居 / 続柄
	個人番号			控除額	万円
4	フリガナ / 氏名	生年月日	明・大 昭・平 令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居 / 続柄
	個人番号			控除額	万円

16歳未満扶養親族（控除対象外）

1	フリガナ / 氏名	生年月日	平・令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居 / 続柄
	個人番号				
2	フリガナ / 氏名	生年月日	平・令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居 / 続柄
	個人番号				
3	フリガナ / 氏名	生年月日	平・令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居 / 続柄
	個人番号				

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

扶養控除額の合計　万円

㉖雑損控除	損害の原因	損害年月日 ・　・	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補塡される金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円
㉗医療費控除	支払った医療費等 円	保険金などで補塡される金額 円	

1 収入金額等	事業	営業等	ア　円
		農業	イ　円
	不動産		ウ　円
	利子		エ　円
	配当		オ　円
	給与		カ　円（内専給　円）
	雑	公的年金等	キ　円
		業務	ク　円
		その他	ケ　円
	総合譲渡・一時	短期	コ　円
		長期	サ　円
	一時		シ　円
2 所得金額	事業	営業等	①　円
		農業	②　円
	不動産		③　円
	利子		④　円
	配当		⑤　円
	給与		⑥　円
	雑	公的年金等	⑦　円
		業務	⑧　円
		その他	⑨　円
		合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩　円
	総合譲渡・一時		⑪　円
	合計		⑫　円
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬　円
	小規模企業共済等掛金控除		⑭　円
	生命保険料控除		⑮　円
	地震保険料控除		⑯　円
	寡婦、ひとり親控除		⑰～⑱　円
	勤労学生、障害者控除		⑲～⑳　円
	配偶者(特別)控除		㉑～㉒　円
	扶養控除		㉓　円
	基礎控除		㉔　円
	⑬から㉔までの計		㉕　円
	雑損控除		㉖　円
	医療費控除	区分	㉗　円
	合計（㉕＋㉖＋㉗）		㉘　円

地方税法附則第４条の４の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「１」と記入してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

５ 給与・公的年金等に係る所得以外（令和５年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）　□ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◎所得がなかった方の記載事項
前年（令和４年中）所得がなかった方は、下記のうち該当する項目の右欄に該当事項を記入してください。

1	扶養（援助）されていた	あなたを扶養（援助）していた人　住所　氏名　続柄〔　　〕
2	失業中であった	休業していた期間〔　　月から　　月まで〕　雇用保険受給の有無〔 有 ・ 無 〕
3	病気療養中であった	療養期間〔　　月から　　月まで〕
4	生活保護を受けていた	生活保護開始年月日〔　　年　　月　　日〕
5	学生であった	令和４年12月31日現在〔　　〕学校〔　　〕学部〔　　〕年在学中
6	その他（前年中の生活状況を詳しく記入してください）	

※令和４年中に所得のなかった方や、非課税所得（遺族年金、障害年金等）のみであった方はこちらの欄に生活状況を記入してください。

1 収入金額等
2 所得金額　（令和４年１月１日から令和４年12月31日までのもの）

所得の種類	内　容	備　考
①営業等	商・工業や自由業などの自営業	申告面裏面７に記入してください。
②農　業	農産物の生産、家畜の飼育など	申告面裏面７に記入してください。
③不動産	地代・家賃など	申告面裏面７に記入してください。
④利　子	預貯金の利子など	20.315％の源泉徴収がされているものは申告不要
⑤配　当	株式や出資の配当	
⑥給　与	給与、賃金、賞与など 給与収入欄に記入してください。（源泉徴収票がある人は添付） 源泉徴収票がない人は、裏面「6 給与所得の内訳」の欄に記入してください。 給与所得額 ＝ 給与収入－給与所得控除額	

給与収入		給与所得額
161 万９千円未満		収入金額－55 万円
161 万９千円以上	162 万円未満	106 万９千円
162 万円以上	162 万２千円未満	107 万円
162 万２千円以上	162 万４千円未満	107 万２千円
162 万４千円以上	162 万８千円未満	107 万４千円
162 万８千円以上	180 万円未満	(注) A×60％＋10 万円
180 万円以上	360 万円未満	(注) A×70％－８万円
360 万円以上	660 万円未満	(注) A×80％－44 万円
660 万円以上	850 万円未満	収入金額 ×90％－110 万円（小数点以下切り捨て）
850 万円以上		収入金額－195 万円

(注)A＝給与収入÷４(千円未満切り捨て)×４

＊下記要件に該当する場合は、次の所得調整控除額を給与所得から差し引きます。
(1)給与収入が 850 万円を超える人で、本人が特別障害者である人、もしくは 23 歳未満の扶養親族を有する人、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する人
◆ 所得調整控除額 ＝ 給与収入(1,000 万円が限度)－850 万円 ×10％
(2)給与所得及び公的年金等に係る雑所得を有する人で、その合計額が 10 万円を超える人
◆ 所得調整控除額 ＝ 給与所得(10 万円を限度)＋公的年金等雑所得(10 万円を限度)－10 万円
※(1)に該当し、申告書表面の特別障害又は扶養親族について申告をしない人は、裏面「16 所得金額調整控除に関する事項」欄に記入してください。

⑦雑
⑧
⑨
①公的年金等
国民年金、厚生年金など
年金収入欄に記入してください。（源泉徴収票添付）
公的年金等に係る雑所得 ＝ 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下の人（※）

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得額
65歳以上の人（S33.1.1以前生まれ）	330 万円未満	収入金額 －110 万円
	330 万円以上　410 万円未満	収入金額 ×75％－27 万５千円
	410 万円以上　770 万円未満	収入金額 ×85％－68 万５千円
	770 万円以上　1,000 万円未満	収入金額 ×95％－145 万５千円
	1,000 万円以上	収入金額 －195 万５千円
65歳未満の人（S33.1.2以後生まれ）	130 万円未満	収入金額 －60 万円
	130 万円以上　410 万円未満	収入金額 ×75％－27 万５千円
	410 万円以上　770 万円未満	収入金額 ×85％－68 万５千円
	770 万円以上　1,000 万円未満	収入金額 ×95％－145 万５千円
	1,000 万円以上	収入金額 －195 万５千円

※ 1,000 万円超 2,000 万円以下の人は、年金所得額に 10 万円を加算します。
2,000 万円超の人は、年金所得額に 20 万円を加算します。
② 業　務…原稿料、講演料など（事業から生じたと認められるものを除く）
③その他…生命保険契約に基づく年金など

⑪総合譲渡	車両、機械、営業権など不動産以外の資産の譲渡	保有期間が５年以下…短期 ５年超……長期　特別控除 50万円
⑪一　時	生命保険金、賞金、懸賞金など	特別控除 50 万円
分　離	分離譲渡、株式、山林など	詳細は個人市民税担当にお尋ねください。

＊ 配偶者の合計所得金額を記入してください。
＊ 申告者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が 48 万円以下で、前年の合計所得金額が 1,000 万円超である申告者の配偶者の方は、□に☑を入れてください。
○ 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が 48 万円以下の者をいう。
○ 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である納税義務者の配偶者をいう。

区　分	特別障害に該当	普通障害に該当
身体障害者手帳	１級　２級	左記以外
戦傷病者手帳	特別項症～第３項症	左記以外
療育手帳	A	B　C
精神障害者保健福祉手帳	１級	２級　３級
寝たきりの人	半年以上常に就床を要し、複雑な介護を必要とする人	
65 歳以上の要介護認定者で、市が発行した認定書のある人	要介護４、５	要介護１～３

㉑配偶者控除金額

	申告者の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
老人控除対象配偶者（昭和28年１月１日以前生）	38 万円	26 万円	13 万円

㉒配偶者特別控除金額

配偶者の合計所得金額	申告者の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
48 万円超　100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
100 万円超　105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超　110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超　115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超　120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超　125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超　130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超　133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
133 万円超	0 円	0 円	0 円